

平成30年度  
国の施策・制度に関する提案・要望書





相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、平成22年4月に政令指定都市に移行し、より主体的で自立的な行財政運営に取り組んでおり、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、防災・減災対策をはじめ、環境保全、産業集積や雇用創出など、幅広い分野において先進的な事業を進め、「人や企業に選ばれる都市づくり」を推進しています。

現在、わが国の経済情勢は、依然として先行きが不透明な状況が続いており、経済の再生や財政の健全化など、多くの困難な課題に直面しております。また、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来が見込まれており、年金、医療、介護をはじめとする社会保障制度の確立や、地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生は、喫緊の課題となっております。

このような状況を受け、本市においても医療費や生活保護費をはじめとする扶助費などの義務的経費が増加を続けており、今後においても厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

本提案・要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、国において制度及び予算などについて、御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、国におきましても多くの政策課題を抱え、財政も厳しい状況にあることは承知しておりますが、本市の提案・要望につきまして特段の御配慮をお願いいたします。

平成29年6月

相模原市長 加山俊夫



## 首都圏南西部における広域交流拠点都市の形成に関する重点要望

本市では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通や、国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線神奈川県駅の設置、相模総合補給廠返還地等の活用、小田急多摩線の延伸構想など、様々な大規模プロジェクトが進行中です。

こうした大きなポテンシャルを生かし、橋本・相模原両駅周辺を一体的な広域交流拠点として、「未来を拓く さがみはら新都心」の形成に向けて、50年、100年先を見据えたまちづくりに取り組んでいます。

この広域交流拠点都市の形成を首都圏全体の持続的な成長の源泉としていくため、周辺圏域との広域交通ネットワークの強化や、米軍基地返還財産の処分条件等の見直し、都市基盤の整備に関する規制緩和等に関し、以下の項目を重点的に要望いたします。

- 1 首都圏の防災対策の強化等【内閣府、国土交通省】 ..... 1
- 3 米軍基地の早期返還等【防衛省、外務省、総務省、財務省】 ..... 4
  - (1) 本市所在の米軍基地の早期返還の促進
    - ・相模総合補給廠の一部返還
  - (2) 返還財産の処分条件等の見直し
  - (3) 基地交付金等の拡充
  - (4) 基地の環境・安全対策
- 1 4 小田急多摩線延伸事業の促進【国土交通省】 ..... 2 0
- 1 5 首都圏三環状道路などの主要道路の整備【国土交通省】 ..... 2 1
  - (1) 首都圏三環状道路の早期整備及び渋滞緩和対策の推進
  - (2) 広域道路ネットワークの構築に向けた主要道路の早期整備に必要な財源の確保及び一般国道（指定区間）の渋滞解消
- 1 7 都市基盤整備事業等に対する財政支援の拡充【財務省、国土交通省】 ..... 2 4

# 提案・要望事項 目次

## 【内閣府、国土交通省】

- 1 首都圏の防災対策の強化等【継続】 ..... 1

## 【内閣府、総務省】

- 2 地方分権改革の推進【継続】 ..... 2

## 【防衛省、外務省、総務省、財務省】

- 3 米軍基地の早期返還等【継続】 ..... 4

## 【総務省】

- 4 地方交付税制度の見直し【継続】 ..... 10

## 【内閣府、文部科学省】

- 5 子どもの貧困対策としての奨学金制度等の充実【新規】 ..... 11

## 【文部科学省】

- 6 教職員定数の改善等【継続】 ..... 12

- 7 外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政措置【継続】 ..... 13

## 【厚生労働省】

- 8 障害者福祉施策の拡充等【新規】 ..... 1 4
- 9 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保【継続】 ..... 1 5
- 1 0 難病法の大都市特例施行に伴う適切かつ確実な財政措置【継続】 ... 1 6
- 1 1 妊婦健康診査公費負担制度の見直し【継続】 ..... 1 7
- 1 2 保育所の待機児童解消に向けた財政措置【継続】 ..... 1 8

## 【内閣府、厚生労働省】

- 1 3 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の拡充【継続】 ..... 1 9

## 【国土交通省】

- 1 4 小田急多摩線延伸事業の促進【継続】 ..... 2 0
- 1 5 首都圏三環状道路などの主要道路の整備【継続】 ..... 2 1
- 1 6 社会資本の整備・維持のための財源確保【継続】 ..... 2 2

## 【財務省、国土交通省】

- 1 7 都市基盤整備事業等に対する財政支援の拡充【新規】 ..... 2 4

## 【最高裁判所、横浜地方裁判所】

- 1 8 横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施【継続】 ..... 2 5





# 1 首都圏の防災対策の強化等

内閣府、国土交通省

## 【提案・要望事項】

本市の「相模総合補給廠」の返還地又は共同使用区域を、内陸部における基幹的広域防災拠点として検討し、設置に向けた取組を進めること。

## 【提案・要望の説明】

本市は指定都市としての果たすべき役割として、首都中枢機能のバックアップに防災面から取り組むことが必要と考えており、首都圏の防災対策の強化の一つとして、国と地方の関係機関が連携し、被災地の支援が迅速にできるよう、立地等を考慮した複数の基幹的広域防災拠点を整備することが必要と考えています。

本市の「相模総合補給廠」の返還地及び共同使用区域は、首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジからも近く、関西圏、中部圏との結節点であることから、自衛隊、消防、警察等の応援部隊や救援物資の集積、分配を行う広域的な応援の拠点として適しており、平成28年3月には、国土交通省が策定した首都圏広域地方計画にも相模原広域防災拠点として位置づけられたところです。

さらに、平成39年に予定されるリニア中央新幹線の開業後は、拠点性の更なる向上が期待できることから、「相模総合補給廠」の返還地又は共同使用区域を、基幹的広域防災拠点として検討し、設置に向けた取組を進めるよう要望します。

相模原市位置図



「相模総合補給廠」の返還地及び共同使用区域



## 【提案・要望の担当】

|                             |       |              |
|-----------------------------|-------|--------------|
| 危機管理局危機管理課長                 | 石原 朗  | 042-769-8208 |
| 都市建設局広域交流拠点推進部相模原駅周辺まちづくり課長 | 片岡 聡一 | 042-707-7026 |

## 2 地方分権改革の推進

### 【提案・要望事項】

内閣府、総務省

- 1 指定都市が持つ能力を十分発揮し、住民福祉の向上と地域経済の成長を図るため、「特別自治市」制度の法制化をはじめとした新たな大都市制度を早期に創設すること。
- 2 国・県から指定都市への大幅な権限移譲を進めるとともに、国による義務付け・枠付けを原則廃止すること。
- 3 国直轄事業負担金は、制度見直しの具体的な手順や工程を明らかにするとともに、国と地方の役割分担を明確にし、地方へは税財源と権限の移譲を行うこと。また、国直轄事業の実施等に当たっては、協議の機会を設け、意見を十分に取り入れること。

### 【提案・要望の説明】

地方分権改革は、地方分権改革推進委員会による累次の勧告において、住民に身近な行政に関する企画、決定、実施をできる限り地方自治体に委ねることを基本として、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組であるとされています。また、これまでの取組は義務付け・枠付けの一部の見直しや、事務権限の一部が移譲されたものの、まだ十分とは言えない状況です。

そこで、基礎自治体優先の原則を前提とした真の地方分権の実現に向け、地方制度の抜本的な見直し等の取組を発展・強化させるとともに、現行の取組についても迅速かつ着実な推進を要望します。

さらに、地方分権改革を進めるに当たっては、「国と地方の協議の場」、「地方分権改革有識者会議」等において、地方との協議を充実させるなど、地方意見の反映を要望します。

なお、個別の事項については、次のとおり要望します。

#### 1 新たな大都市制度の早期創設

現在の指定都市制度は、事務権限の在り方、税財源の仕組みなどにおいて課題があり、人口減少・少子高齢化社会の進行や経済のグローバル化の進展などの社会経済の大きな変化を前に、持てる地域資源の活用を促進し、自主的・自立的な都市経営を行い、住民福祉の向上と地域経済の発展を図っていく上で支障があります。

そこで、指定都市への事務・権限と税財源の移譲を進めるとともに、「特別自治市」制度の法制化をはじめとした新たな大都市制度の早期創設を要望します。なお、制度検討に当たっては、地方分権型の道州制の導入などの検討を進めるとともに、圏域内において大都市が果たす役割を踏まえ、地域の実情に応じた制度とすることを前提とするよう要望します。

## 2 権限移譲の推進及び義務付け・枠付けの見直し

住民に最も近い基礎自治体として、地域住民のニーズを踏まえ、自主的・自立的な行財政運営を行うことが可能となるよう、国・県から指定都市への包括的な権限移譲を進めることを要望します。

また、国による義務付け・枠付けを原則廃止し、基準が必要な場合は基礎自治体において条例により定める仕組みの推進を徹底するよう要望します。

## 3 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業負担金については、平成25年度までに現行の直轄事業負担金制度の在り方について結論を得るとされていましたが、議論が進展していない状況です。見直しの具体的な手順や工程を明らかにするとともに、国と地方の役割分担を明確にし、国が行うべき事業は国が全額費用負担し、地方が行うべき事業は確実な税財源と合わせた権限移譲を行うよう要望します。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、協議の機会を設けて、意見を十分に取り入れるよう要望します。

### **【提案・要望の担当】**

|                |       |              |
|----------------|-------|--------------|
| 企画財政局企画部広域行政課長 | 内田 和也 | 042-769-8248 |
| 企画財政局財務部財務課長   | 天野 秀亮 | 042-769-8216 |

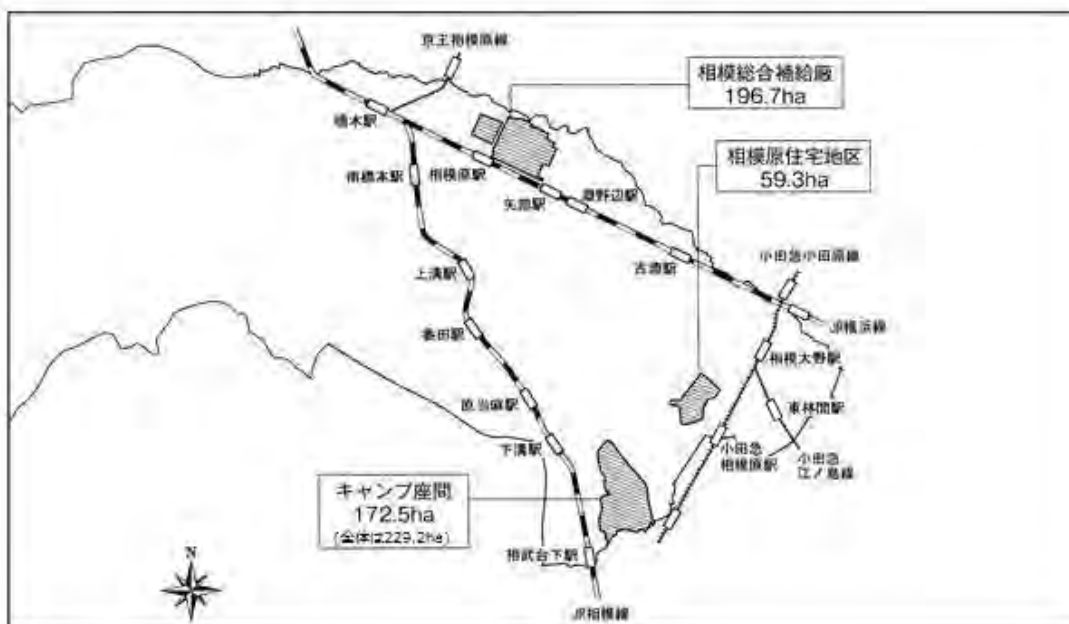
### 3 米軍基地の早期返還等

【提案・要望事項】

防衛省、外務省、総務省、財務省

- 1 本市に所在する米軍基地(相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区)について、早期に返還を実現すること。
- 2 返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずること。
- 3 基地交付金については、対象資産に応じた固定資産税相当額を交付すること。また、調整交付金については、地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんすること。
- 4 基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査の過程で得られた情報、調査結果を迅速に公表すること。また、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を認めること。
- 5 厚木飛行場周辺における、米軍機による部品落下などの原因を早期に解明し公表するとともに、実効性ある対策を講じ、再発防止に努めること。
- 6 民生安定助成事業の採択基準を緩和すること。再編交付金終了に伴い、新たな財政的措置の創設も含め、地元負担の軽減を図ること。また、本市を厚木飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定すること。
- 7 住宅防音工事の助成対象区域の拡大や、助成要件の緩和など、騒音や振動被害の対策を講ずること。

市内米軍基地位置図



## 【提案・要望の説明】

### 1 基地の早期返還の促進

本市に所在する米軍基地は市民生活やまちづくりにとって大きな障害となっていることから、早期の返還について要望します。

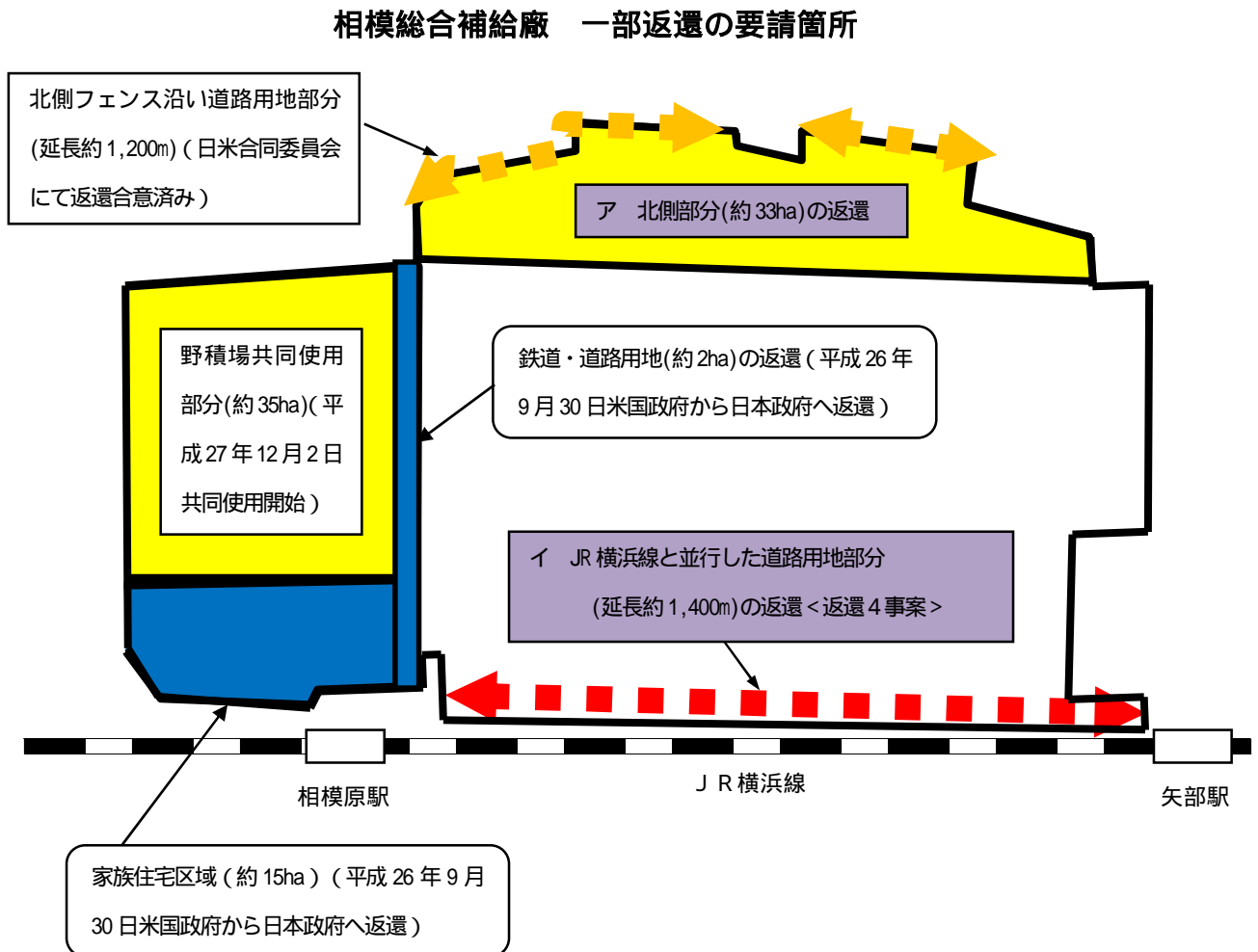
特に平成18年4月に行われた市長と防衛庁長官との会談において、日米合同委員会の枠組みを活用して返還に向けた協議を進める旨を合意した「返還4事案」(相模総合補給廠のJR横浜線と並行した道路用地、相模原住宅地区のウォーターフィルタープラント(浄水場)区域、同地区東側外周部分道路用地、キャンプ座間のゴルフ場周辺外周道路)について、早急に返還が実現するよう要望します。

また、在日米軍再編により基地機能が強化されていることから、より一層の負担軽減について併せて要望します。

#### (1) 相模総合補給廠の一部返還

ア 北側部分(約33ha)の返還。

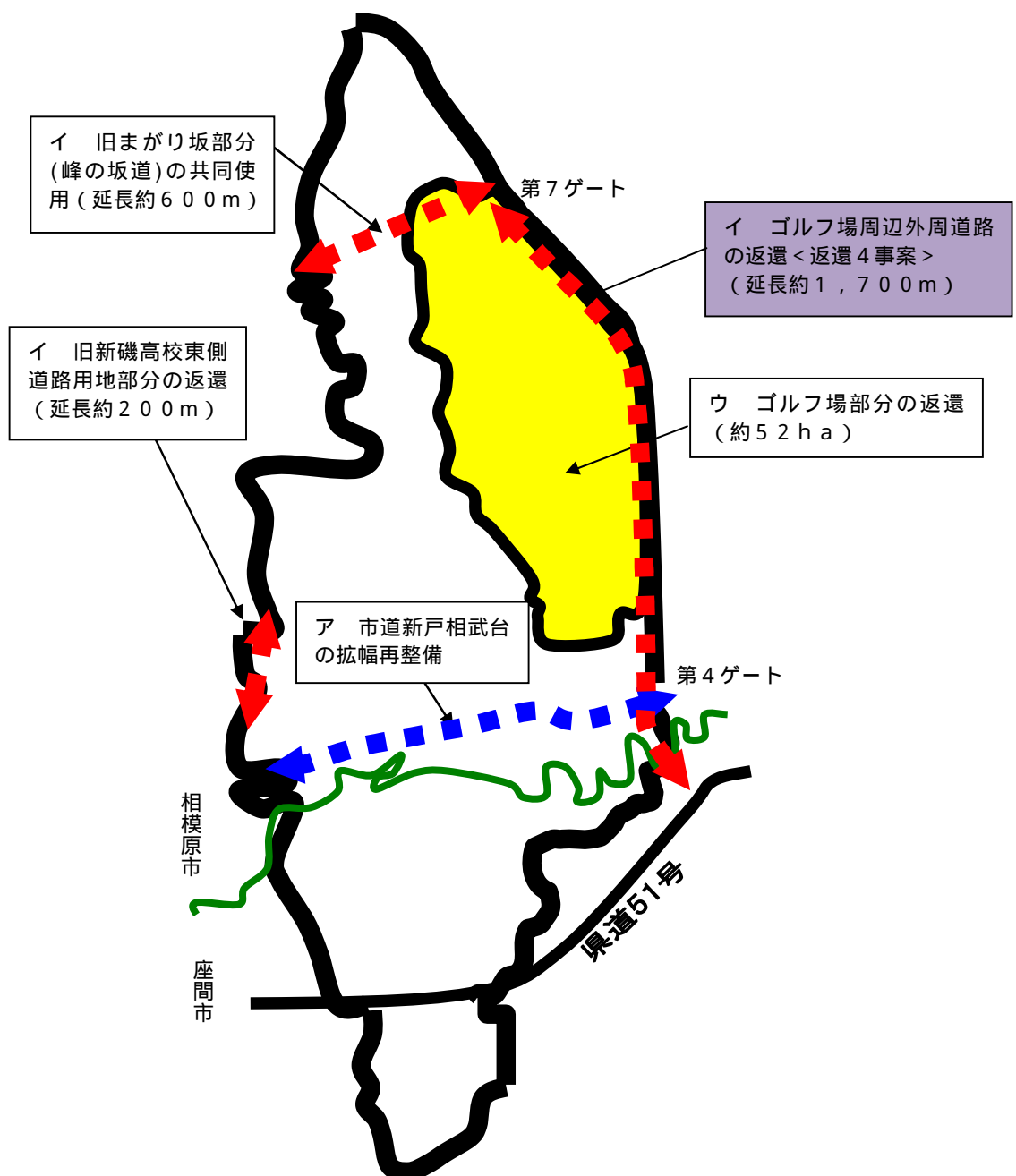
イ 「返還4事案」の一つである JR 横浜線と並行した道路用地部分(延長約1,400m)の返還。



(2) キャンプ座間の一部返還等

- ア 既に日米合同委員会において共同使用区域の拡大が合意されている、市道新戸相武台のトンネル拡幅再整備の円滑な進捗に必要な配慮。
- イ 住民の利便性の向上を目的とした道路の整備のため、第7ゲートから県道51号へ通じる部分(ゴルフ場周辺外周道路部分、延長約1,700m:返還4事案)や旧まがり坂部分(延長約600m)、旧新磯高校東側道路用地部分(延長約200m)の返還等。
- ウ 市民の憩いの場及び防災空間として活用するため、ゴルフ場部分(約52ha)の返還。

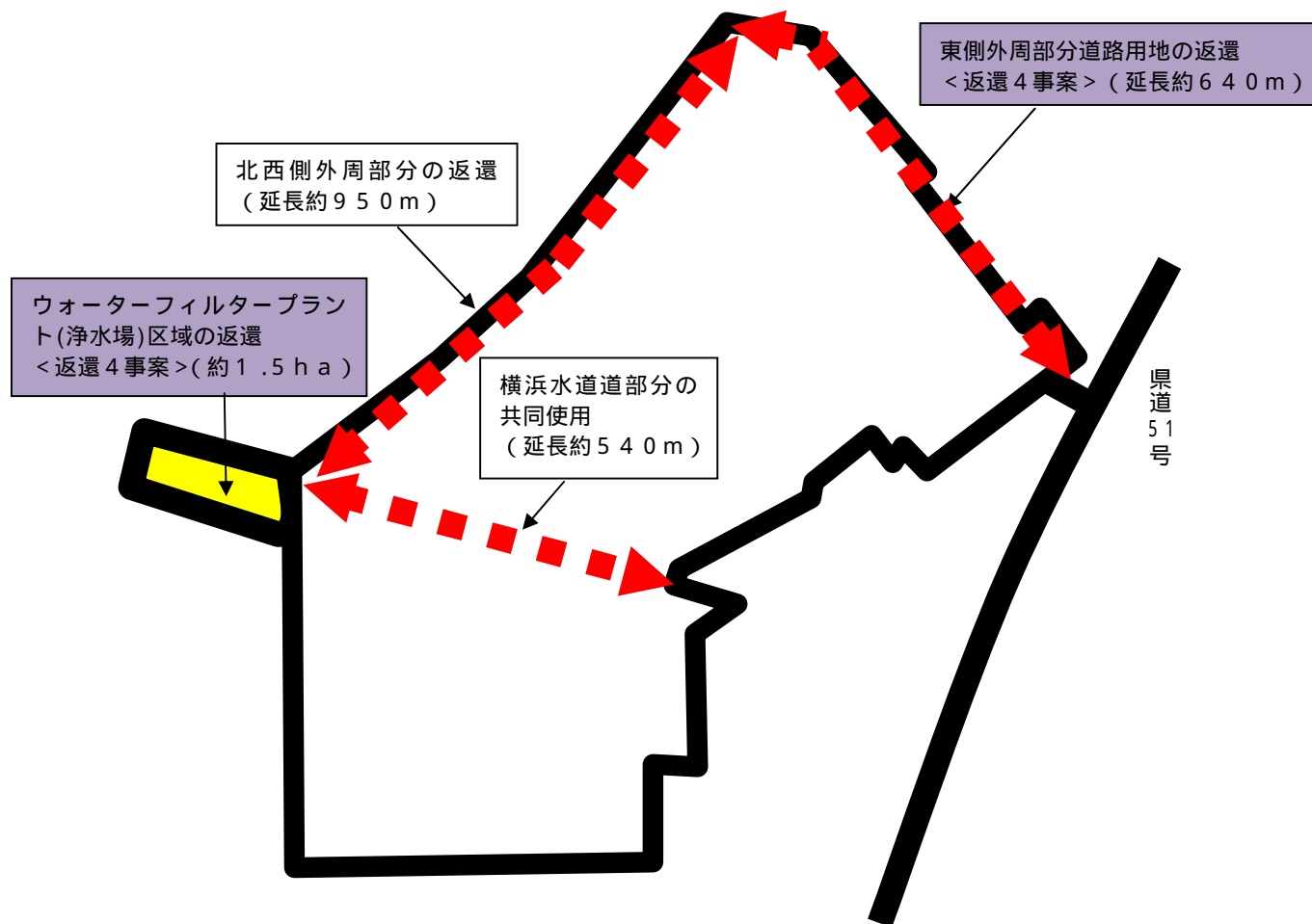
キャンプ座間 一部返還等の要請箇所



### (3) 相模原住宅地区の一部返還等

地域住民の生活環境向上のため、ウォーターフィルタープラント(浄水場)区域(約1.5ha:返還4事案)、東側外周部分道路用地(延長約640m:返還4事案)及び北西側外周部分(延長約950m)の返還、横浜水道道部分(延長約540m)の共同使用。

#### 相模原住宅地区 一部返還等の要請箇所



## 2 返還財産の処分条件等の見直し

返還財産については、原則として有償での処分となっております。しかしその一方で、旧軍港市におきましては、旧軍港市転換法により原則として無償とされており、同じ米軍基地を抱える自治体として明らかに不公平であります。

また、基地が所在することにより、本市は長い間様々な負担や影響を受けてきました。こうした中、平成26年9月、悲願でありました相模総合補給廠の家族住宅区域(約15ha)及び鉄道・道路用地(約2ha)が返還されました。基地返還跡地(留保地を含む。)は次代に引き継ぐ貴重な財産であり、市民本位で公共・公益的に利用されるべきものであると考えます。

こうしたことから、返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずるよう要望します。



### 3 基地交付金等の拡充

本市に所在する3か所の米軍基地は、計画的なまちづくりに支障をきたすとともに、市財政に著しい影響を及ぼしています。基地交付金等が固定資産税の代替的な財政補給金として交付されている趣旨に鑑み、対象資産に応じた固定資産税相当額が交付されるよう、また、調整交付金については、地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんされるよう要望します。

### 4 基地の環境・安全対策

基地内及び基地周辺的生活環境の保全及び安全確保のため、米軍に対しても生活環境の保全に関する国内法令や条例を適用することや、基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査の過程で得られた情報、調査結果を迅速に公表すること。また、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を実現するよう要望します。

また、基地の返還や共同使用に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば国の責任において環境浄化等の適切な措置を講じてから返還するよう要望します。

### 5 事件事故の防止策

米軍機による部品落下など事故が多発していることから、機体・機器類の整備点検等の確実な実施、整備・操縦に係る教育の徹底など万全の措置を講じること。また、万一事故等が発生した場合にはその原因を早期に解明し公表するとともに、安全対策が講じられるまでは事故機と同機種の飛行中止や、真に実効性ある対策を講じ、再発防止に努めるよう要望します。

### 6 防衛施設周辺整備対策

#### (1) 民生安定助成事業の採択基準の緩和

基地による周辺住民への影響を軽減するため、民生安定助成事業の補助対象事業の採択基準について緩和を図るよう要望します。

#### (2) 再編交付金終了に伴う地元負担の軽減

再編交付金について、平成28年度で交付が終了しましたが、終了後も基地周辺住民にとって何ら負担は変わらないので、新たな財政措置の創設も含め、地元負担の軽減を図るよう要望します。

#### (3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

本市は、厚木飛行場の空母艦載機により、多くの市民が耐え難い騒音被害に苦しめられ、事故発生の不安にもさいなまれており、厚木飛行場の特定防衛施設関係市町村となっている他市と同じ状況であることから、本市についても、同飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象とするよう要望します。



## 7 抜本的な騒音対策

(1) 多くの市民は、厚木基地の米軍機による騒音により、昼夜を問わず耐え難い苦痛を強いられていることから、こうした実情を改めて認識し、空母艦載機の厚木基地からの移駐を着実に完了させるとともに、移駐が完了するまでの間についても騒音軽減に向けた措置を講ずるよう要望します。

具体的には、国における騒音対策として住宅防音工事の助成対象区域を拡大するとともに、建築年次にかかわらず区域内の全ての住宅を助成対象とし、区域内は第Ⅰ工法に一本化するなどの助成内容の充実を図ること。

また、NHK 受信料補助制度の対象区域を本市域の住宅防音工事区域へも適用することを要望します。

(2) 市内所在のキャンプ座間や相模総合補給廠において、ヘリコプターによる訓練飛行が頻繁に行われ、周辺住民に騒音や振動被害が発生していることから、住宅密集地上空での訓練を禁止すること。

特に、厚木基地や横田基地など他の基地に所属するヘリコプターの訓練飛行は自粛するとともに、国の責任で代替訓練施設を米軍へ提供するなど、米軍ヘリによる騒音問題等の抜本的解決を図るよう要望します。

### **【提案・要望の担当】**

|            |      |              |
|------------|------|--------------|
| 総務局渉外部渉外課長 | 小山 崇 | 042-769-8207 |
|------------|------|--------------|

## 4 地方交付税制度の見直し

総務省

### 【提案・要望事項】

- 1 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、必要額を確保すること。  
また、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう、地方交付税額の予見可能性を確保すること。
- 2 臨時財政対策債制度を廃止するとともに、地方財源の不足については、地方交付税の法定率引上げによって対応し、交付税として直接交付すること。
- 3 難病対策制度をはじめ、今後移譲される制度の財源についても必要額を確保するとともに、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう、具体的な算定方法、算定基準を早期に明示すること。

### 【提案・要望の説明】

#### 1 交付税の必要額の確保

地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むとともに、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう具体的な算定方法や算定基準を明示し、地方公共団体における地方交付税額の予見可能性が確保されるよう要望します。

#### 2 臨時財政対策債制度の明確な廃止

国の財源不足額を補てんするため、地方が発行する仕組みとなっている臨時財政対策債制度は、臨時と称しながら平成13年度に導入されて以降、期間の延長を続け、地方財政計画において平成31年度まで延長されることになりました。

臨時財政対策債の発行可能額は、本来であれば交付税として交付されるべきものですが、臨時財政対策債は実態として赤字地方債であり、その元利償還金が翌年度以降の交付税で措置されるとしても、地方債に依存した財政措置は負担の先送りであり、元利償還時の財政の硬直化を招くことになります。

こうしたことから、地方財源の不足については、地方交付税の法定率引上げによって対応し、交付税として直接交付されるよう要望します。

#### 3 今後移譲される難病対策制度に係る交付税の取扱い

平成30年度から移譲される難病対策制度については、特定医療費はもとより、移譲により生じる人件費やシステム運用経費など、事務関係経費を含めた所要額全額について実態とかい離がないよう具体的に算定し、適切かつ確実に財政措置するよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

企画財政局財務部財務課長 天野 秀亮 042-769-8216

## 5 子どもの貧困対策としての奨学金制度等の充実

### 【提案・要望事項】

内閣府、文部科学省

子どもの貧困対策の観点から、大学生及び高校生等に対する給付型奨学金制度等の一層の充実を図るとともに、地方自治体が地域の状況に応じて実施している給付型奨学金制度に対して、必要な財政措置を講ずること。

### 【提案・要望の説明】

学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由から修学が困難な者に対する支援制度として、大学生等については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度に関して、これまでの貸付型の奨学金に加えて、給付型奨学金が創設され、平成29年度に先行実施の後、平成30年度から本格導入されるものと承知しています。

高校生等については、平成26年度から開始となった高校生等奨学給付金制度に基づき、都道府県を通じて生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯の生徒に対する支援が行われているところです。

また、本市においては、国等の制度を補完するため、高校生等を対象とした給付型奨学金制度を実施しているところです。

しかし、子どもの貧困率が上昇傾向にある中で、貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すため、教育費負担の軽減を更に推進することが必要であると考えます。

つきましては、国において、奨学金制度等の一層の充実を図るとともに、地方自治体が地域の状況に応じて実施している給付型奨学金制度に対して、必要な財政措置を講ずることを要望します。

### 【提案・要望の担当】

|                     |       |              |
|---------------------|-------|--------------|
| 教育局教育環境部学務課長        | 八木 英次 | 042-769-8282 |
| こども・若者未来局こども・若者支援課長 | 榎本 好二 | 042-769-8289 |

## 6 教職員定数の改善等

### 【提案・要望事項】

文部科学省

- 1 法律の改正による35人以下学級を実現すること。また、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」を充実すること。
- 2 適応指導教室のための教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置すること。
- 3 スクールカウンセラー等の活用に対する財源を確保すること。

### 【提案・要望の説明】

#### 1 一人ひとりの児童生徒に向き合うための教職員定数の改善

核家族化、情報化等の進展に伴い、児童生徒が抱える心の問題はますます複雑化・潜在化しています。一方、新学習指導要領の実施による授業時数の増加により、教員が一人ひとりの児童生徒の個別の問題と向き合う時間の確保が困難となっている現状があります。

このことから、法律の改正による35人以下学級の実現や、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の充実による教職員定数の改善により、教員が一人ひとりの児童生徒に向き合う環境の整備を図れるよう要望します。

#### 2 適応指導教室のための教職員の加配定数措置

増加する不登校の児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、それぞれの在籍校と連携をとりつつ、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う適応指導教室の役割が重要であります。しかし、適応指導教室における教職員の配置については、現在、地方自治体が独自に措置している状況です。

このことから、適応指導教室に係る教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置するよう要望します。

#### 3 スクールカウンセラー等の活用に対する財源の確保

児童生徒が抱える心の問題を解決するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実が効果的であります。

このことから、スクールカウンセラー等の活用に対する国庫補助の安定的な確保を要望します。

### 【提案・要望の担当】

|                     |       |              |
|---------------------|-------|--------------|
| 教育局学校教育部教職員人事課長     | 佐々木 隆 | 042-769-8279 |
| 教育局学校教育部青少年相談センター所長 | 沢辺 雅子 | 042-769-8285 |

## 7 外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政措置

### 【提案・要望事項】

文部科学省

外国語教育の充実を図るため、労働者派遣による外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政措置を講ずること。

### 【提案・要望の説明】

平成29年3月に発表された次期「小学校学習指導要領」では、平成32年度から第3学年及び4学年で外国語活動、第5学年及び第6学年で外国語科が実施されることが示されました。また、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得る等、指導体制の充実を図ることが示されています。

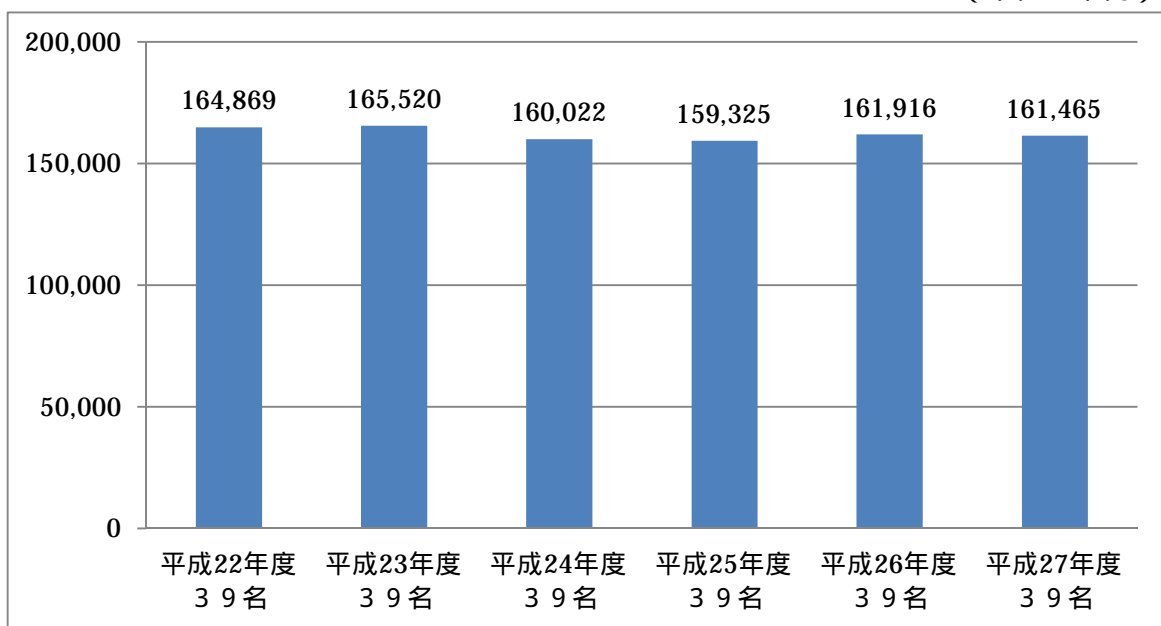
平成30年度からは、次期学習指導要領を段階的に先行実施し、平成32年度の全面実施への移行をスムーズに行うよう求めており、新たな学習指導要領に基づき、外国語活動の開始、外国語科の授業時間数の増加、指導体制の充実や学習指導内容の高度化を図るためには、外国人英語指導助手(ALT)の計画的な配置が必要不可欠であることから、優秀で必要十分な人材の確保が求められるところです。

本市では、日本語の発話能力や教育的な指導力並びに事務負担等の観点からJETプログラムによる採用は行わず、労働者派遣にて外国人英語指導助手(ALT)を配置しています。

このことから、労働者派遣方式の採用により実効性のある学習指導が行えるよう、現在の外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る費用も含め、必要な財政措置を要望します。

外国人英語指導助手(ALT)に係る事業費の推移

(単位：千円)



### 【提案・要望の担当】

教育局学校教育課 学校教育課長

松田 知子

042-704-8918

## 8 障害者福祉施策の拡充等

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

- 1 措置入院者の退院後の継続的な支援等の仕組みづくりに当たっては、都道府県、指定都市、保健所設置市及び医療機関の意見を反映すること。  
また、各地方公共団体における支援体制の整備に関して、精神保健福祉士や保健師等の人材の確保・育成が円滑に行われる仕組みを構築するとともに、人件費に係る財源について、財政措置を講ずること。
- 2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」については、一部を除き、平成30年4月に施行されるが、システム改修その他の事務処理を要する制度改正を行う場合は、地方自治体における準備に要する期間に十分配慮したスケジュールを設定し、適宜、具体的な情報提供を行うこと。  
また、制度改正が地方自治体の財政負担の増加につながらないよう、必要な財政措置を講ずること。

### 【提案・要望の説明】

#### 1 措置入院者に対する支援体制の整備について

厚生労働省では、精神保健福祉法の改正を含む措置入院制度の見直しに向けた検討が進められており、平成30年度からは、すべての措置入院者に対して作成することになる退院後支援計画に基づき、保健所等において、措置入院者が退院した後の継続的な支援の充実を図る必要があると想定されています。

措置入院者が退院した後の継続的な支援については、現在も各保健所等において、地域特性に応じて実施しており、これまで以上の支援を実施するためには、精神保健福祉士や保健師等の人材の確保・育成や、人件費に係る財源の確保が課題となります。

このため、国において、各地方公共団体における人材の確保・育成が円滑に行われる仕組みを構築するとともに、体制の整備に伴う人件費に係る財源について、財政措置を講ずるよう要望します。

#### 2 障害者総合支援法等の一部改正に係る対応について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等については、同法附則の検討規定に基づき、社会保障審議会障害者部会等において必要な検討がなされ、平成28年6月3日に改正法が公布されました。

本改正では、新たな障害福祉サービス等が創設されるほか、既存のサービスの拡充等が図られるところ、関連する政省令は現在公布されておらず、具体的な内容について不明な部分が多々残っています。

改正法の施行に当たり、地方自治体においては、新たなサービスの利用に係る支給決定や事業者指定事務等を行うためのシステム改修や施行前事務処理が必要であることから、早急な情報提供と財源措置を講ずるよう要望します。

#### 【提案・要望の担当】

|                  |       |              |
|------------------|-------|--------------|
| 健康福祉局福祉部精神保健福祉課長 | 鈴木 雅文 | 042-769-9813 |
| 健康福祉局福祉部障害政策課長   | 有本 秀美 | 042-707-7055 |

## 9 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保

### 【提案・要望事項】

厚生労働省

- 1 定期予防接種の対象とすることについて検討することとしている、おたふくかぜ、ロタウイルスの2ワクチンについて、疾病の発生・まん延防止の観点から、早期に定期接種化すること。
- 2 定期接種に係る財源については、国の責任において全額国庫負担とすること。
- 3 多種の混合ワクチンの開発などにより、複雑多様化している予防接種に係る子どもや保護者等への負担や、予防接種に要する市の財政負担の軽減を図ること。

### 【提案・要望の説明】

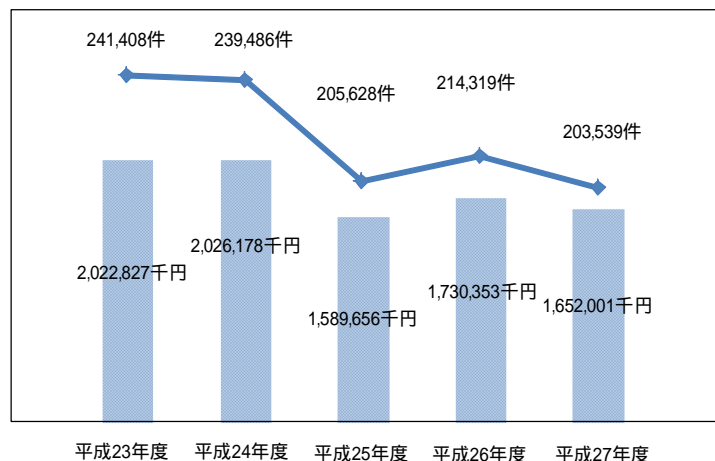
おたふくかぜ、ロタウイルスの2ワクチンについては、引き続き定期接種化の検討を行うこととされていますが、疾病の発生・まん延防止及び市民の健康保持のため、財源の確保、ワクチン供給体制の確立などの課題を解決し、早期の定期接種化を実現するよう要望します。

また、風疹、日本脳炎などのA類疾病の定期予防接種はほとんどの市町村において全額公費負担をしている状況であり、平成28年10月にはB型肝炎ワクチンが定期接種化されるなど、広く接種を促進していくことが望ましいとされたワクチンが、順次定期接種化されている中、自治体の財政負担は増加しています。

定期接種に係る財源については、地方交付税の拡充措置がなされたところですが、安定的な事業を実施し、必要とする人すべてが等しく接種できるよう、国の責任において財源を全額国庫負担とすることを要望します。

さらに、定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数や接種間隔が複雑多様化し、予防接種を受ける子どもや保護者等の通院に係る負担が大きくなっているとともに、予防接種の増加により本市の財政負担が増加していることから、その負担軽減が図られるよう、多種の混合ワクチンの導入の検討、開発の促進等を要望します。

相模原市予防接種事業（決算額・接種件数）



### 【提案・要望の担当】

健康福祉局保健所疾病対策課長 内田 宏 042-769-8346

## 10 難病法の大都市特例施行に伴う適切かつ確実な財政措置

### 【提案・要望事項】

厚生労働省

- 1 難病法における大都市特例の施行により指定都市が新たに支弁することとなる特定医療費に加え、人件費や電算システムの運用経費などの事務費についても国庫負担の対象とすること。
- 2 療養生活環境整備事業の実施に係る費用などについても、実態とかい離がないよう積算し、必要な財政措置を講ずること。
- 3 指定都市に新たに生じる負担について、道府県から税財源を移譲するなど、国の責任において適切かつ確実な財源措置を講ずること。

### 【提案・要望の説明】

難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「法」という。)第40条の大都市特例規定により、平成30年4月から、法による難病対策に係る包括的な権限が道府県から指定都市に移譲されることとなります。

法第31条では、特定医療費の支給に係る人件費や電算システムの運営経費など事務費は国庫負担に含まれていないため、これらの費用については指定都市が負担することとなります。

また、療養環境整備事業についても指定都市にて実施することとなりますが、国庫補助率は100分の50以内であり、指定都市の負担は更に増加します。

権限移譲に当たっては、指定都市が支弁することとなる指定医療費の支給に要する費用に対する国庫負担率は100分の50とされており、指定都市にとっては非常に重い負担となっています。

こうしたことから、特定医療費のみならず人件費などの事務費についても国庫負担の対象とするよう要望します。また、療養環境整備事業の実施に係る費用については、実態とかい離がないよう積算するとともに、必要な措置を講ずるよう要望します。さらに、指定都市に新たに生じる負担について、道府県から税財源を移譲するなど、国の責任において適切な財源措置を行うよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局保健所疾病対策課長 内田 宏 042-769-8346



# 11 妊婦健康診査公費負担制度の見直し

## 【提案・要望事項】

厚生労働省

- 1 全国どこでも安心して妊娠・出産できる体制を確保するため、国の責任において全国一律の恒久的な妊婦健康診査制度を確立すること。
- 2 妊婦健康診査の費用について、安定した公費負担制度の継続実施に必要な財源措置について、全額国庫負担とすること。

## 【提案・要望の説明】

子どもを生み育てることに喜びを感じられる社会を目指して、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進することは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であります。

妊婦健康診査に係る国の財政措置については、平成9年度までは健診回数2回分の国庫補助がありました。平成10年度から廃止され地方交付税措置となりました。その後、平成21年度から健診回数9回分について、都道府県の基金を経由し地方自治体に補助(補助率 1/2)される措置がされたものの、平成25年度からは再び地方交付税措置となりました。

本市においては、平成28年1月から妊娠初期からの定期的な受診を促し妊婦と胎児の健康管理をより一層図るため、助成額と共に健診助成回数も16回に拡充しましたが、妊婦健康診査に係る助成事業は地方自治体によって助成回数や助成金額にばらつきがあり、市民が安心して妊娠、出産できる制度であるとは言い難い状況です。

このため、地域によって格差が生じることのない、全国どこでも安心して妊娠・出産できる体制を確保し、平等に社会保障を享受できるよう、国の責任において全国一律の恒久的な妊婦健康診査制度を確立するよう要望します。

また、妊婦健康診査の費用については、安定した公費負担制度の継続実施のため、全国的な公費負担額の統一化を図るとともに、財源については全額国庫負担とするよう要望します。

## 【提案・要望の担当】

こども・若者未来局こども家庭課長 神藤 次郎 042-769-8345

## 12 保育所の待機児童解消に向けた財政措置

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

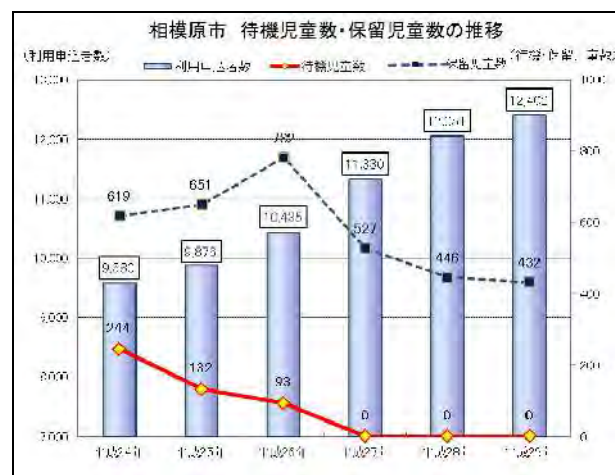
- 1 地域の実情に応じた施策を展開できるよう、地方独自の保育施策に柔軟に対応し、より活用しやすい財政措置を講ずること。
- 2 公立保育所の定員増を図るための改修や老朽化した施設への対応など、保育環境整備を進めるために活用が可能な財政措置を講ずること。
- 3 保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくため、保育人材の処遇改善のほか、新たなキャリアアップ・処遇改善が確実に行われる仕組みづくりを進めること。

### 【提案・要望の説明】

待機児童解消は喫緊の課題であり、本市では、様々な手法を用いて待機児童の解消に向けた取組を進めておりますが、保育需要は今後も増大すると見込まれます。平成27年4月の国の新制度施行後においても、待機児童の解消に向けた取組を進めていくことが必要であり、引き続き、地域の実情に応じた施策を展開できるよう、地方単独保育施設(市認定保育室)への運営費等に対する財政支援の実施など、地方独自の保育施策に柔軟に対応し、より活用しやすい財政措置を講ずるよう要望します。

また、待機児童の解消に向けては、公立保育所もその一翼を担っており、定員増を図るための改修や老朽化した施設への対応など、公立保育所の保育環境整備を進めるために活用が可能な財政措置についても併せて要望します。

さらに、保育需要の増大に対応するためには、保育の提供に携わる人材の確保と質の高い保育を安定的に供給していくことが求められることから、今後も保育士の賃金や勤務環境の改善を進めるほか、新たなキャリアアップ・処遇改善は全ての保育所等に研修機会や代替保育士の確保が図られるよう要望します。



### 【提案・要望の担当】

|                     |       |              |
|---------------------|-------|--------------|
| こども・若者未来局こども・若者政策課長 | 榎本 哲也 | 042-769-8315 |
| こども・若者未来局保育課長       | 村上 秀明 | 042-769-9812 |

# 13 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の拡充

内閣府、厚生労働省

## 【提案・要望事項】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における、事業費の基準額や施設整備の補助制度を拡充すること。

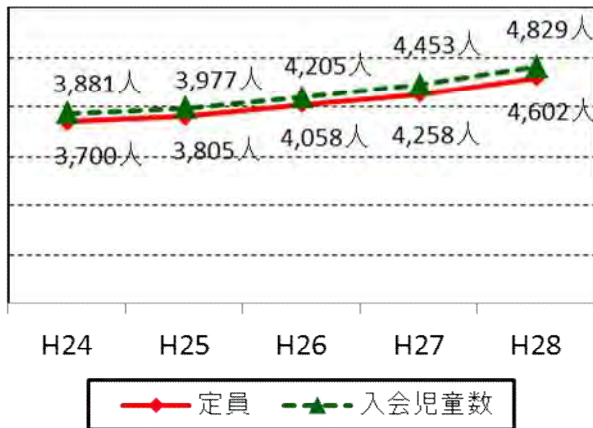
## 【提案・要望の説明】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の潜在需要は、就労希望者の増加に伴い、今後も増大すると見込まれています。本市においても、学校区によっては、児童数の40%を超えるニーズが発生しており、様々な手法を用いて、待機児童の解消に向けた取組を進めています。

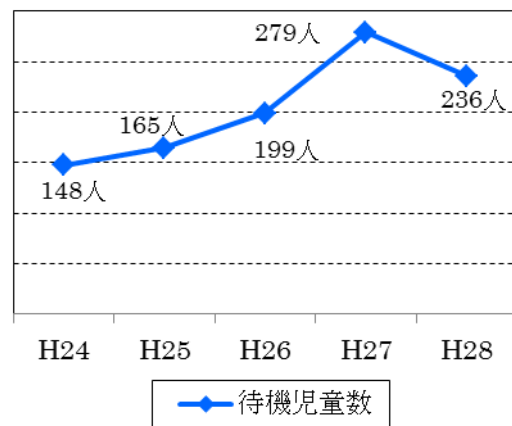
今後も、引き続き待機児童解消に向けた取組を進めるためには、人材の確保に加え、施設の拡充や整備を行う必要があることから、放課後児童クラブの運営に必要な経費や施設整備、改修等の補助制度を地域の実情に応じて拡充するよう要望します。

また、施設整備の実施にあたり、地域の児童数の推移によっては、賃貸借契約方式(リース方式)による整備が必要であるため、複数年に渡って負担が生じるリース方式にも対応した国庫補助制度の創設についても要望します。

公立児童クラブの定員、入会児童数の推移



公立児童クラブの待機児童数の推移



## 【提案・要望の担当】

こども・若者未来局こども・若者支援課長 榎本 好二 042-769-9227

## 14 小田急多摩線延伸事業の促進

国土交通省

### 【提案・要望事項】

相模総合補給廠の返還地における新たなまちづくりに必要不可欠な取組である小田急多摩線延伸について、収支採算性を見込む前提となる黒字転換年数の緩和など、延伸の早期実現化に繋がる支援を講じること。

### 【提案・要望の説明】

小田急多摩線の延伸は、首都圏南西部の交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の構築を図る上で重要な役割を担うものであり、平成28年4月に交通政策審議会が答申した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」においても、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の一つとして位置付けられています。

延伸にあたっては、事業スキームとして「都市鉄道等利便増進法」に基づく補助制度の活用を想定しておりますが、答申では、採算性の確保に必要な需要の創出に繋がる沿線開発の取組等を着実に進めること等の課題が指摘されており、これら課題を整理するため、関係者で構成する「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」を新たに設置し、現在、調査検討を進めているところです。

また本市では、延伸ルート上にある相模総合補給廠の返還地における新たなまちづくりに取り組んでおりますが、同時に、首都圏南西部の持続的な発展をリードする本市の広域交流拠点としてのまちづくりにとって、都心部とのアクセス利便性の向上を図る同線の延伸は必要不可欠な取組です。

「首都圏広域地方計画」においても、「首都圏南西部国際都市群の創出プロジェクト」として、本市を含む首都圏南西部エリアに新しい拠点形成を図るため、これに向け、交通インフラ整備の促進に取り組むこととされているところです。

こうしたことから、「都市鉄道等利便増進法」事業スキームにおいて、収支採算性を見込む前提となる黒字転換年数の緩和など、延伸の早期実現化に繋がる支援を講ずるよう要望します。

小田急多摩線延伸構想



### 【提案・要望の担当】

都市建設局まちづくり計画部交通政策課長 千葉 修司 042-769-8249

# 15 首都圏三環状道路などの主要道路の整備

## 【提案・要望事項】

国土交通省

- 1 首都圏三環状道路を早期に整備するとともに、ITS技術等を活用した渋滞緩和対策を推進すること。
- 2 広域道路ネットワークの構築に向けた主要道路の早期整備に必要な財源の確保及び国道16号の連続立体化など一般国道(指定区間)の渋滞解消に向けた機能強化を図ること。

## 【提案・要望の説明】

### 1 首都圏三環状道路の早期整備及び渋滞緩和対策の推進

首都圏は、我が国における政治・経済・文化の中核として、高度な都市機能が集積し、日本全体の成長と発展を牽引する役割を果たしており、国際社会においても世界有数のビジネス拠点として重要な機能を担っています。

近年、東アジア諸国がめざましい経済発展を遂げている中であって、我が国の国際競争力の強化が急務となっており、その成長エンジンとして首都圏に求められる役割が高まっています。このため、首都圏の拠点となる都市が自立性を高めつつ、相互の連携・交流を強化することにより、一体的な発展を図ることがますます重要となっています。

このことを具体化するためには、拠点都市間を結ぶ広域交通ネットワークを強化することが極めて重要であり、特に首都高速中央環状線、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の首都圏三環状道路の早期の整備が不可欠なことから、国の責任において計画的な事業実施を図るよう要望します。

また、首都圏三環状道路の道路ネットワーク機能を十分に発揮できるよう、ITS技術の活用による交通需要マネジメントを行い、混雑時以外の利用を促進するなど、渋滞緩和対策による円滑で快適な道路交通環境の整備を要望します。

### 2 広域道路ネットワークの構築に向けた主要道路の早期整備に必要な財源の確保及び一般国道(指定区間)の渋滞解消

都市機能の集積とともに地域産業の活性化を図り、地域間・都市間の活発な交流・連携を促進するために、広域的な交通体系を確立し、周辺都市との交通利便性の高い環境を整える必要がありますが、地域間・都市間を結ぶ骨格的な道路である国道16号や国道20号は慢性的に渋滞しており、今後、国道16号に近接する新たなまちづくりにおいても課題となっています。

このことから、本市の骨格を形成する広域幹線道路網の機能を十分発揮し、社会的役割を効率的に担うため、国道16号における連続立体化など、一般国道(指定区間)の渋滞解消に向けた機能強化を図るとともに、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)へのアクセス利便性の向上が図られるよう、早期の道路整備に必要な財源の確保を要望します。

## 【提案・要望の担当】

都市建設局道路部道路計画課長

田野倉 伸一

042-769-8373

都市建設局広域交流拠点推進部リニア駅周辺まちづくり課長

成沢 史人

042-707-7047

## 16 社会資本の整備・維持補修のための財源確保

### 【提案・要望事項】

国土交通省

- 1 道路、橋りょうなどの土木施設の整備や維持補修・更新に必要な財源を確保すること。
- 2 河川施設の整備や維持補修等に必要な財源を確保するとともに、地域特性を反映した制度に改正すること。
- 3 公共下水道の早期整備に必要な財源を確保するとともに、交付対象となる管きよの採択要件を緩和すること。
- 4 公園施設の維持補修等に必要な財源を確保するとともに、交付対象の採択要件を緩和すること。
- 5 経済活性化に資する土地区画整理事業による都市基盤整備に必要な財源を確保すること。

### 【提案・要望の説明】

#### 1 土木施設の整備や維持補修等に必要な財源の確保

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備効果を高めるため、インターチェンジへのアクセス道路などの主要道路の整備のほか、都市計画道路等の整備により、市内の拠点間を結ぶ幹線道路ネットワークの構築を図るための財源を確保するとともに、今後さらに老朽化が進む土木施設を確実に維持補修・更新するための財源確保を併せて要望します。

#### 2 河川施設の整備や維持補修等に必要な財源の確保

総合流域防災事業として治水安全度の向上を図り、地域に密着した改修を進めるため、社会資本整備総合交付金制度による支援を受けて準用河川の改修事業を進めていますが、交付要綱では全国一律で支援額が定められており、市内の準用河川のように市街化が進んでいる地域においては用地費や補償費が高くなる傾向にあるため、計画的な事業の推進が困難な状況です。

本市はDID地区等の人口密度が比較的高いエリアでもあり、優先的に防災・安全を確保することが求められていることから、上限額に地域特性などを反映するよう要望します。

また、上述の河川において、堆積土砂の除去や護岸補修等の維持管理を適正かつ効率的に行うため、点検調査等に係る事業費について、国の支援制度の創設を要望します。



### 3 公共下水道の早期整備に必要な財源の確保

本市では、近年多発する局地的集中豪雨等による浸水被害の早期解消を図るため、幹線管きよを中心とした雨水管整備や貯留・浸透施設の整備と合流区域の分流化事業を進めています。また、中山間地域を含む津久井地域においては、早期に汚水処理の未普及対策を進め、概成に努めています。これらの事業を円滑に進める必要があることから、確実な財源確保を要望します。

さらに、今後、整備が進むにつれて管きよの口径が小さくなることや、平成28年度をもって合併特例が終了し、下水道法施行令の告示別表に規定されている交付対象事業の範囲が狭くなることから、採択要件の緩和を要望します。

### 4 公園施設の維持補修等に必要な財源の確保

本市の都市公園は、整備から30年以上経過したものが約3割を占め、10年後には約7割に達する見込みとなっています。また、遊戯施設は設置から20年以上経過したものが約6割に達しており、さらに、公園内の樹木の高木化や巨木化も供用期間の長い公園ほど進んでいる状況です。

公園施設長寿命化対策支援事業の交付対象事業の要件として、「原則として面積2ha以上の都市公園における施設を対象とする。ただし遊戯施設についてはこれを適用しない」とあり、「植栽管理（間伐、剪定等）についても交付対象としない」こととなっていますが、本市の都市公園は2ha未満の公園が多数を占めることや、遊戯施設以外についても老朽化が見受けられ、植栽管理については、近年倒木等による事故も本市を含め全国で起きていることから、これらの事業に対する財源を確保するとともに、採択基準の緩和を要望します。

### 5 土地区画整理事業による都市基盤整備に必要な要望措置率の確保

本市では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）相模原愛川インターチェンジ周辺の二地区において、産業用地の創出を目的とした土地区画整理事業を進めています。

各事業を執行することにより、新たな産業用地を創出し、民間企業の投資を促進するだけでなく、首都圏広域地方計画のプロジェクトの一つである物流軸の形成に大きく寄与することから、産業用地の創出に資する土地区画整理事業による都市基盤整備に対し、高い要望措置率を確保するよう強く要望します。

#### **【提案・要望の担当】**

|                              |        |              |
|------------------------------|--------|--------------|
| 都市建設局道路部道路計画課長               | 田野倉 伸一 | 042-769-8373 |
| 都市建設局道路部河川課長                 | 水内 智   | 042-769-8273 |
| 都市建設局下水道部下水道経営課長             | 岩部 正志  | 042-707-1840 |
| 都市建設局まちづくり事業部麻溝台・新磯野地区整備事務所長 | 安藤 雅典  | 042-769-9254 |
| 都市建設局まちづくり事業部当麻地区拠点整備事務所長    | 安藤 裕之  | 042-777-8855 |
| 環境経済局環境共生部公園課長               | 高野 弘明  | 042-769-8243 |

## 17 都市基盤整備事業等に対する財政支援の拡充

### 【提案・要望事項】

財務省、国土交通省

首都圏の国際競争力強化等のために必要な都市基盤・道路ネットワーク整備等が着実に実施できるよう、社会資本整備総合交付金等の公共事業関係予算総額の拡大を行うこと。

さらに、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律で規定されている国庫補助負担率のかさ上げ措置について、平成 30 年度以降の継続と特別措置の拡充を行うこと。

### 【提案・要望の説明】

相模原市において、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）相模原インターチェンジ、相模原愛川インターチェンジ周辺をはじめとする産業・物流の結節点の拠点形成のため、社会資本整備総合交付金等により、1次アクセス道路などの重点的な支援を受け事業を推進しています。

一方で、2次アクセス道路（県道52号）の整備により、さらなるインターチェンジのストック効果が期待される地域も数多くありますが、交付金の要望措置率が低いなど、積極的・着実な事業の推進が難しい状況になっています。

アジア諸国が急激な経済成長を遂げている中、我が国の国際的存在感を維持し、国際競争力を強化するためには、日本の牽引役として首都圏の更なる都市機能の向上が求められております。また、国際的な役割を担う都市機能が集積している首都圏の防災力を高めていくことも必要です。

今後、そうした事業を推進していくためには、社会資本整備総合交付金等による力強い支援が不可欠であることから、当該交付金等の予算の増額による財政支援を要望します。

また、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律で規定されている国庫補助負担率のかさ上げに関して時限的に措置されていますが、これについて平成 30 年度以降の継続と特別措置の拡充を要望します。

### 【提案・要望の担当】

都市建設局都市建設総務室長 奈良 浩之 042-769-9261



## 18 横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施

最高裁判所、横浜地方裁判所

### 【提案・要望事項】

横浜地方裁判所相模原支部は一定の管内人口規模を有している中、指定都市に設置されている支部のうち唯一、合議制裁判が実施されておらず、市民は良質で効率的な裁判を受ける機会を失っている。

市民に身近な司法の場を確保する観点から、相模原支部において、早期に合議制裁判を実施すること。

### 【提案・要望の説明】

本市を管轄する横浜地方裁判所相模原支部(相模原市及び座間市を管轄)は、管内人口が85万人を超えていますが、平成28年1月の日本弁護士連合会と最高裁判所との協議の結果、相模原支部での合議制の実施は見送られている状況となっています。一方、相模原支部の平成27年の刑事事件(新受)は446件、民事通常訴訟(新受)は586件を数えますが、これよりも少ない支部においても合議制が実施されております。

このように、相当の管内人口規模を有するなど一定の状況にあるにもかかわらず、指定都市に設置されている支部の中で、また、県内4つの支部の中で唯一、合議制の裁判が行われておりません。

このため、管内で発生した刑事重大事件や医療過誤訴訟などの裁判は、横浜地方裁判所で行わざるを得ない状況にあり、これら事案を取り扱う横浜地方裁判所までは、県北に位置する本市域からかなりの移動時間を要する状況であるほか、「裁判員制度」についても、合議制の裁判が前提となるため、相模原支部においては実施されておりません。他の管区の実情等に照らして、相模原市民をはじめ本管区内の住民は良質で効率的な裁判を受ける機会を失っている状態にあるといえます。

神奈川県弁護士会(旧横浜弁護士会)や相模原市議会においても、「合議制を導入するよう求める」決議がされ、最高裁判所や国会・内閣に対し求めているところであり、合議制による審理を行えるようにすることは、市民全体、法曹界を含めた強い願いで、その早期実現は急務であると考えます。

本市は、現在、リニア中央新幹線神奈川県駅の設置が進行しているほか、小田急多摩線の本市域への延伸も予定されており、将来的に大きな発展が見込まれることから、市民が裁判所や裁判制度との関わりを持つ機会は、ますます増加していくと考えております。市民に身近な司法の場を確保する観点から、相模原支部において、合議制裁判の早期実施を強く要望します。

### 【提案・要望の担当】

市民局区政支援課長 高梨 邦彦 042-704-8911

## 省庁別インデックス

### 【内閣府】

- 1 首都圏の防災対策の強化等【継続】 ..... 1
- 2 地方分権改革の推進【継続】 ..... 2
- 5 子どもの貧困対策としての奨学金制度等の充実【新規】 ..... 1 1
- 1 3 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の拡充【継続】 ..... 1 9

### 【総務省】

- 2 地方分権改革の推進【継続】 ..... 2
- 3 米軍基地の早期返還等【継続】 ..... 4
- 4 地方交付税制度の見直し【継続】 ..... 1 0

### 【外務省】

- 3 米軍基地の早期返還等【継続】 ..... 4

### 【財務省】

- 3 米軍基地の早期返還等【継続】 ..... 4
- 1 7 都市基盤整備事業等に対する財政支援の拡充【新規】 ..... 2 4

### 【文部科学省】

- 5 子どもの貧困対策としての奨学金制度等の充実【新規】 ..... 1 1
- 6 教職員定数の改善等【継続】 ..... 1 2
- 7 外国人英語指導助手（A L T）の配置に係る財政措置【継続】 ..... 1 3

## 【厚生労働省】

|     |                               |     |
|-----|-------------------------------|-----|
| 8   | 障害者福祉施策の拡充等【新規】               | 1 4 |
| 9   | 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保【継続】     | 1 5 |
| 1 0 | 難病法の大都市特例施行に伴う適切かつ確実な財政措置【継続】 | 1 6 |
| 1 1 | 妊婦健康診査公費負担制度の見直し【継続】          | 1 7 |
| 1 2 | 保育所の待機児童解消に向けた財政措置【継続】        | 1 8 |
| 1 3 | 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の拡充【継続】     | 1 9 |

## 【国土交通省】

|     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| 1   | 首都圏の防災対策の強化等...【継続】      | 1   |
| 1 4 | 小田急多摩線延伸事業の促進【継続】        | 2 0 |
| 1 5 | 首都圏三環状道路などの主要道路の整備【継続】   | 2 1 |
| 1 6 | 社会資本の整備・維持のための財源確保【継続】   | 2 2 |
| 1 7 | 都市基盤整備事業等に対する財政支援の拡充【新規】 | 2 4 |

## 【防衛省】

|   |                |   |
|---|----------------|---|
| 3 | 米軍基地の早期返還等【継続】 | 4 |
|---|----------------|---|

## 【最高裁判所、横浜地方裁判所】

|     |                              |     |
|-----|------------------------------|-----|
| 1 8 | 横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施【継続】 | 2 5 |
|-----|------------------------------|-----|



平成30年度  
国の施策・制度に関する提案・要望書

---

---

相模原市 企画財政局 企画部 企画政策課  
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 757 - 5727  
[kikaku@city.sagamihara.lg.jp](mailto:kikaku@city.sagamihara.lg.jp)